

ポリルーフ飛火認定取得工法【木造住宅用】

国土交通大臣認定 DR-0701、DR-0702
DR-0703、DR-0704



木造住宅の屋根、バルコニーをより有効に活用できます！



改正建築基準法の

- ★ 防火地域
- ★ 準防火地域
- ★ 22条地域

の各地域の屋根に対応します

はじめに

現在、木造住宅のバルコニー防水においては、下に居室が設けられるルーフバルコニー一部は構造上屋根とみなされ、屋根に関する法律が適用されます。

ポリルーフFRP防水工法では、以前より木造住宅工法用として飛火認定(DR-0261)を取得しておりましたが、このたび、工法・防水下地ごとの認定再取得にあたり、以下の工法をラインナップいたしました。

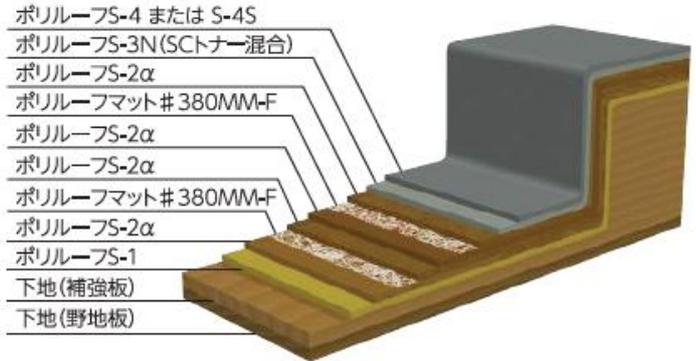
新たに飛火認定取得されたポリルーフ木造住宅用防水工法

工法名	防水下地構成	新しい飛火認定番号
MPS-4 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
MPS-4 匠 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
MNS-4 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
MPS-1W 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
MPS-4W 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
MNS-1W 工法	合板+合板下地	DR-0703
	合板+防火板下地	DR-0704
SPS-1W 工法	合板+合板下地	DR-0701
	合板+防火板下地	DR-0702

詳細は弊社係員までお問合せ下さい。

■ 木造バルコニーの標準工法の仕様（ポリルーフMPS-4工法）

木造バルコニー防水の標準工法であるポリルーフ MPS-4 工法の施工断面図を示します。
 ポリルーフ MPS-4 工法は、ガラスマットを2層使用する信頼性の高い防水工法で、大手ハウスメーカー等でも多くの施工実績を有しています。
 また(財)住宅保証機構の設計施工基準にも適合しています。



■ 飛火試験について



評価項目	評価結果	判定
試験体の延焼による火災の拡大	無し	➡ すべて合格!
試験体裏面における火災を伴う燃焼	無し	
10mm×10mm を超える貫通穴	無し	

■ 関連法規について

『建築基準法第 63 条』

防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

※防火、準防火地域：都道府県または市町村長により、都市計画法により国土交通大臣の名で指定される。

『建築基準法第 22 条』

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなくてはならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が 10 平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。

※特定行政庁：建築主事がいる市町村では、その長、その他が都道府県知事

このパンフレットに記載されている内容は、改良のため予告なしに変更する場合がありますので、予めご了承下さい。

多様なニーズをキャッチする
双和化学産業株式会社

本社 神戸市兵庫区芦原通 1-2-26
 〒652-0882 TEL (078)651-6272(直) FAX(078)651-6276
 技術センター 〒652-0882
 神戸市兵庫区芦原通 1-2-25
 東京支店 東京都港区三田 3-1-9 大坂家ビル 5 階
 〒108-0073 TEL (03)5476-2371(代) FAX(03)5476-0881

お問い合わせは

全国ポリルーフ工業会会員